

# 令和6年分 確定申告用賦課金は認率及びは認額

## 月光川土地改良区

### 是認額について

土地改良区に納付いただいた賦課金は、確定申告に際し全額必要経費として認められない場合があります。その場合、一定の是認(ぜにん)率を乗じた是認額が、必要経費として認定されることとなっております。

令和6年分土地改良区賦課金(是認額)一覧表

改良区名	科 目	工 区 等	10a 当り 賦 課 金	是 認 割 合	是 認 額	
			円	%	円	
月光川	(一般会計) 経常賦課		3,800	100.0	3,800	
	(一般会計) 維持管理費	月光川地区	1,000	100.0	1,000	
	(特別会計) 県営かん排	月光川地区	3,750	100.0	3,750	
	(特別会計) 県営ほ場整備	月光川左岸地区	3,550	100.0	3,550	
	同	月光川右岸・上流地区	3,550	100.0	3,550	
	同	高瀬川・洗沢川地区	3,600	100.0	3,600	
	同	月光川下流地区(事業賦課金)	田	600	100.0	600
			うるしそね	600	100.0	600
		月光川下流地区(償還金)	田	7,650	100.0	7,650
			畑	6,120	100.0	6,120
うるしそね	2,570	100.0	2,570			
同	たら林地区	1,000	100.0	1,000		
(特別会計) 維持管理	中山間地区	200	100.0	200		

### ※留意事項

○賦課金が10,000円/10a未満の地区は、全額。

詳細のお問い合わせは、酒田税務署、各市町担当課までお願いします。